

## 家族の取得について【家族が増えたとき】

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下、「組合」）におけるご家族の取得の流れにつきましては、下図のとおりとなっております。

書類は取得を希望する日から14日間を過ぎないようにご提出ください。（取得理由が出生の場合は、誕生日まで遡って取得できます）

【該当する選択肢に従って進んでください】

世帯主は甲種組合員ですか？乙種組合員ですか？（甲種・乙種の区分は被保険者証（保険証）に記載しています）

甲種組合員

乙種組合員

下記の書類を組合に提出してください

☆被保険者資格取得届（甲種家族用）

- ・個人番号が記載された住民票（組合員と同一世帯と分かるもの、発行から概ね3ヵ月以内のもの）
- ・マイナンバーカードの写し（個人番号が記載された住民票の場合は省略可）

下記の書類を組合に提出してください

☆被保険者資格取得届（乙種家族用）

- ・個人番号が記載された住民票（組合員と同一世帯と分かるもの、発行から概ね3ヵ月以内のもの）
- ・マイナンバーカードの写し（個人番号が記載された住民票の場合は省略可）

被保険者証を発行します（送付先は事業所）

加入審査はありませんので、書類に不備がなく、資格取得希望日以降の届出であれば、被保険者証は即日発行できます

※令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせを発行します

☆の様式は国保組合ホームページからダウンロードできます

ご不明な点は組合(☎092-771-3534)にお問い合わせください

## 家族の喪失について【家族が減ったとき】

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下、「組合」）におけるご家族の喪失の流れにつきましては、下図のとおりとなっております。

書類は喪失を希望する日から14日間を過ぎないようにご提出ください。ただし、健康保険、共済組合等の次の保険に加入されている場合は、その被保険者証のコピーを添付していただければ、遡って資格を調整いたします。

【該当する選択肢に従って進んでください】

世帯主は甲種組合員ですか？乙種組合員ですか？（甲種・乙種の区分は被保険者証（保険証）に記載しています）

甲種組合員

乙種組合員

下記の書類を組合に提出してください

☆被保険者資格喪失届（甲種家族用）

- ・被保険者証・資格確認書<返還をお願いします>
- <死亡による喪失の場合> ☆葬祭費支給申請書
- ・死亡診断書 または 死体埋葬・火葬許可証のコピー

下記の書類を組合に提出してください

☆被保険者資格喪失届（乙種家族用）

- ・被保険者証・資格確認書<返還をお願いします>
- <死亡による喪失の場合> ☆葬祭費支給申請書
- ・死亡診断書 または 死体埋葬・火葬許可証のコピー

資格喪失証明書を発行します（送付先は事業所）

次に加入する保険によっては資格喪失証明書が必要な場合があります

☆の様式は国保組合ホームページからダウンロードできます

ご不明な点は組合(☎092-771-3534)にお問い合わせください